

別表 2023年度第1回特定技能試験 企業登録・申込について（試行）

企業マイページ登録可能企業：外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能外国人材を直接雇用する企業

注：監理団体や登録支援機関等は、企業マイページ登録できないが、登録可能企業の依頼を受けて、登録作業等の事務代行を行うことは可能。ただし、虚偽申請があった場合は依頼元の企業のマイページが利用停止となる。

企業の類別	企業登録		企業マイページからの受験希望者登録の可否と必要添付書類()内)			企業マイページ登録料 (登録年度のみ必要)	企業マイページ年間利用料 (登録年度の翌年度から発生)	備考
	企業マイページ登録		登録時に雇用中の外国人	登録時にアルバイト中	登録時にアルバイトも含めて雇用関係がない場合			
	登録時同意事項	登録審査	特定技能への在留資格への変更を条件に継続雇用しようとする場合 例 技能実習1号→特定技能 特定活動→特定技能	特定技能試験合格を条件に採用内定している場合	特定技能試験合格を条件採用内定している場合			
A：OTAFF賛助会員である企業 (注1)	虚偽申込を行った場合は、利用停止等	迅速に登録可能 随時登録申請可能	○ (健康保険証等)	○ (内定通知書)(注5)	○ (内定通知書)(注5)	不要	不要	賛助会員の ・入会金10万円 ・年会費 6万円
B：OTAFF会員からの推薦状がある企業 (注2)	同上	同上	○ (健康保険証等)	○ (内定通知書)	○ (内定通知書)	不要	必要 (注6)	
C：AとB以外の企業	同上 + OTAFFが依頼する調査会社による調査がある場合の協力 (注3)	審査に一定の日数を要する 企業からの受験希望者登録開始日の前日までに企業マイページ登録申請を行う必要あり。 (注4)	○ (健康保険証等)	○ (内定通知書及び賃金台帳) ※賃金台帳は直近1ヶ月以上のももの	× 登録できない	必要 試行において登録する場合は不要 (注6)	必要 (注6)	

(注1) OTAFF賛助会員(OTAFFの目的に賛同し、OTAFFの事業に協力する企業・団体)のうち、賛助会員承認時に「外食業または飲食料品製造業を営んでいる」ことが確認済みであり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業。賛助会員になるにはOTAFFの理事会承認が必要。OTAFF理事会は3月下旬を予定しており、2023年度第1回試験の申込に間に合わせるためには、3月上旬までにOTAFFに賛助会員申込書を提出する必要がある。申込書は、OTAFF公式サイトから入手可能。<https://otaff.or.jp/admission/>

(注2) OTAFF正会員(団体)の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を営んでおり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」としてOTAFF正会員(団体)から推薦のあった企業

(注3) 外食業または飲食料品製造業で特定技能外国人を直接雇用していることに関し、OTAFFが依頼する調査会社による調査がある場合は、調査に協力することの同意

(注4) 帝国データバンクの企業コードまたは法人登記の写しによる個別審査を行うので、審査に5営業日程度必要。企業からの受験希望者登録開始日の前までに登録申請する必要がある。以降は、登録申請があってもその試験回のすべての試験申込期間が終了するまで、企業マイページの登録ができない。

(注5) 企業(またはグループ企業)における募集から採用に至る手続きの都合により、受験希望者登録の時点で内定通知書を添付できない場合は、受験希望者登録に先立ち、同手続きの流れを確認できる情報(フロー図等)をOTAFFに事前に提供の上、OTAFFが内定通知書と同趣旨と認める場合は、内定通知書に代えて、特定技能試験合格後に採用内定予定であることを証する書面を添付することで受験希望者登録が可能

(注6) 2023年度第1回試験における試行では登録料は不要。2022年度第3回試験の受験申込で企業登録を行った企業は、2年目となる2023年度の年間利用料が発生。登録料、年間利用料の額は、2022年度第3回及び2023年度第1回試験の試行の結果等を踏まえて決定(※2023年6月目処公表予定)。以降は、新規にマイページを登録するCの企業は登録料が必要となる。